

社会福祉法人友和会職員の介護暫定手当及び暫定手当支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友和会が介護職員処遇改善加算により給付された額（以下「処遇改善額」という。）を、介護に従事する職員等（以下「介護職員等」という。）に介護暫定手当を支給し、介護職員等以外の職員等に暫定手当を支給する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 社会福祉法人友和会就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1号から第5号に規定する職員等をいう。
- (2) 介護暫定手当 処遇改善額を原資として介護職員の処遇改善を図るために、介護職員処遇改善加算分の介護給付等が給付される期間に応じ支給する手当をいう。
- (3) 暫定手当 介護職員以外の職員等に対し、介護暫定手当を受給する職員等との不公平感を解消するために、前号に規定する期間に応じ支給する手当をいう。

(支給対象者)

第3条 介護暫定手当は、第5条に規定する支給日の1日現在在籍している職員等で、特別養護老人ホーム薩摩富士荘及び薩摩富士荘通所介護事業所（以下「施設」という。）の利用者を介護する職員等とする。

2 介護業務と他の業務を兼務する職員等の介護暫定手当は、介護業務に従事した勤務時間により支給する。

3 暫定手当は、第5条に規定する支給日の1日現在在籍している職員等で、第1項に規定する職員等以外の職員等とする。

(介護暫定手当及び暫定手当の支給方法)

第4条 介護暫定手当及び暫定手当の支給は、給与規則第4条の規定を準用する。ただし、平成24年12月については、給与規則第28条の規定も合わせて準用する。

2 前条第2項に規定する職員等で、介護暫定手当の額が暫定手当の額より少ない場合は、介護暫定手当に代えて暫定手当を支給する。

(介護暫定手当及び暫定手当の支給日)

第5条 介護暫定手当及び暫定手当の支給は、平成24年12月は2回、平成25年1月以降は毎月1回支払う。

(介護暫定手当の総額)

第6条 介護暫定手当の総額は、処遇改善額から法定福利費比率を乗じた積を減じ、事業年度内の昇給に要した額とそれに係る法定福利費の額を減じた額に調整のために一般財源を加えた額とする。

(介護暫定手当の額)

第7条 介護暫定手当の額は、前条に規定する額を介護職員等の介護に従事する勤務

時間数で計算する。勤務時間数を計算できない場合は常勤換算で介護暫定手当の額を計算する。

2 前項に規定する介護職員の一月の勤務時間数を積算し、積算した介護職員総勤務時間数で一月の処遇改善額を割り時間単価を計算する。

3 時間単価に各職員の勤務時間数を掛けた額を一月の介護暫定手当の額とする。
(暫定手当の額)

第8条 生活相談員、看護職員の暫定手当の額は、介護暫定手当の相当額とする。

2 介護職員、生活相談員、看護職員以外の職員に支給する暫定手当の額は、年度毎に予算の範囲内で理事長が別に定める額とする。

(端数計算)

第9条 介護暫定手当の計算において、計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切上げるものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成22年1月1日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月4日から施行し、令和元年11月1日から適用する。